



津南中等教育学校通学費を 補助します



<< 津南中等教育学校通学費補助とは >>

教育における経済的負担の軽減を図り、子どもたちが通学費を理由に希望する学びを諦めることがないように支援するとともに、将来を担う人材の育成及び地域の活性化並びに中等教育学校の存続発展を目的とする制度です。

補助対象者	津南中等教育学校（前期課程）に在籍し、公共交通期間を利用して通学する津南町外に居住する生徒
補助対象期間	令和8年4月から令和9年3月の利用分 ※修学年限の最終学年の場合は、令和9年2月分までが補助対象です。
補助金の額	1か月あたりの通学定期代のうち、10,000円を超えた金額 ※自己負担額が月10,000円以下となっている場合は補助対象となりません。
申請方法	①生徒本人または保護者が申請してください。 ②裏面の「津南中等教育学校通学費補助金交付申請書兼請求書」に必要な事項をご記入のうえ、津南町教育委員会まで郵送または持参してください。 ③次のものを必ず添付してください。 ・対象期間の通学定期券の写し ・学校から発行される身分証明書等の写し ・振込先口座の情報が確認できる通帳等の写し
申請期間	令和9年2月1日（月）～ 2月26日（金）まで（郵送可,消印有効） ※令和9年1月に再度ご案内します。 ※令和9年3月に定期更新がある等の理由がある場合は事前にご相談ください。
注意事項	補助金の申請には通学定期券の写しが必要です！ ※通学定期券を更新する際、古い通学定期券は回収されますので、補助期間中の通学定期券をすべてコピーし、申請期間まで保管をお願いします。 ※アプリケーションにて通学定期券を購入した場合には、通学定期券に記載されている情報(利用区間・利用期間・氏名・購入金額)の画面をスリーショット等で撮影したものを写しとして印刷してご提出ください。

【問い合わせ・お申込み先】

〒949-8292 津南町大字下船渡戊585番地
津南町役場 2階 津南町教育委員会 子育て教育班
TEL：025-765-3118

